

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
○指名停止の状況について Q 1 独占禁止法違反により指名停止を受けた業者の指名停止期間が、指名停止措置要領の別表に定める月数より少ない理由は何か。 1 一の宮浄水場高圧受電外電気設備更新工事 Q 1 当該工事の落札業者は、企業団工事を受注するのは、今回が初めてか。 Q 2 県外業者が受注しているが、県外業者の参入が増えているのか。 地元業者を重視すべきではないか。 （意見） 水道料金統一を審議していく中で、企業団の予算は厳しいと聞いている。企業団としては、県内業者が落札しやすいようにより工夫を行って、県内でお金をまわすことを考えるべきである。 Q 3 これまでも、電気や機械器具は応札者が少ない傾向にあり、さらに今回は、発注時期が年度当初であり比較的応札意欲がある時期にもかかわらず、1 者応札であった。 年度当初に不調になることはこれまであったか。 Q 4 落札率が高い理由として機器費の物価高騰を挙げていたが、予定価格が物価高騰に見合っていないのではないか。 2 西部浄水系観音寺本線（第5工区 - 3）送水管更新工事 Q 1 同一路線の令和6年度発注工事の落札者は、当該工事の応札業者2者とは別であるか。	A 1 当該業者は課徴金減免制度の適用事業者であったため、措置要領第3条第2項に基づき、情状酌量すべき特別の事由があると判断し、指名停止期間の2分の1の「3か月」の措置とした。 A 1 本部及び西讃ブロック統括センターで契約実績がある。 A 2 当該工事の入札参加資格要件を満たす業者は17社あり、このうち、県内業者は7者いたが、落札業者は県外本社で、県内に営業所を持つ業者であった。 入札参加要件の工事实績は全国規模としているものの、総合評価において、地域精通度の評価項目（営業拠点、近隣での施工実績）を設けることにより、地元業者が有利になるようにしている。 A 3 入札不調や1者応札への対策として、配置予定技術者の工事経験の工種を拡大するなどの改正を行った。 年度当初の発注で不調はほとんどない。 A 4 当該工事は設計額の8割が機器費であったが、機器の単価のほとんどは、（一財）経済調査会による特別調査を行い、回答が得られている。回答は汎用性があり、物価高騰が反映された適正な単価と認識している。 機器費の工事費に占める割合が高かったことから、業者は予定価格の中で経費削減が難しかったものと思われる。 A 1 別である。

Q 2 今回のように河川をまたぐなど難易度の高い特別な工事は、応札者が減る傾向にあるのか。	A 2 難易度が高くなれば、様子をうかがう業者は多いように思う。 また、特に今回の工事場所周辺では、過去に漏水事故が発生しており、それを知っている地元業者が応札を見送ったと推測している。
3 御殿浄水場内水質計器更新工事 質問・意見なし	
4 坂出市額配水場機械設備更新工事 Q 1 施設の老朽化が著しいことによる設備更新工事ということだが、これほど遅くなって工事する理由は。	A 1 企業団が設立される前の時代には管理更新計画は作成されていなかった。 企業団設立後は、施設の老朽化について洗い出しを行い、急を要するものから工事を行っている。
5 東かがわ市市道寺元連絡線配水管新設工事(1工区) Q 1 他の地域と比べて、東讃ブロック管内のC等級業者は、少ないのか。指名する業者は少なくなっているのか。 Q 2 1 者が失格となっているが、理由は。 Q 3 最低制限価格は公表しているのか。 業者が計算して最低制限価格を算出するのは難しいのか。 (意見) 入札関係書類に税抜き表示と税込み表示が混在していて分かりにくいように思う。なるべく分かりやすくして、業者が不利にならないように努めていただきたい。 ○ 全体として Q 1 昨今、機器費以外に人件費も上昇傾向にあるが、予定価格には反映されているのか。	A 1 C等級の工事発注自体が少なくなっていることに加え、東讃管内は、他の地域に比べて入札参加資格者名簿登載者が少ない。 A 2 最低制限価格を下回ったため失格となった。 A 3 計算式のみ事前公表しており、価格は事後公表である。 通常は最低制限価格を下回らないように計算していると思われるが、まれに、考え方の相違や計算間違いがある。 A 1 積算については、国の取扱いに準じ、年1回単価の更新をしており、人件費の上昇にも対応している。